

EAS機器 運用の手引き



JEAS

日本EAS機器協議会

EAS機器運用の手引き

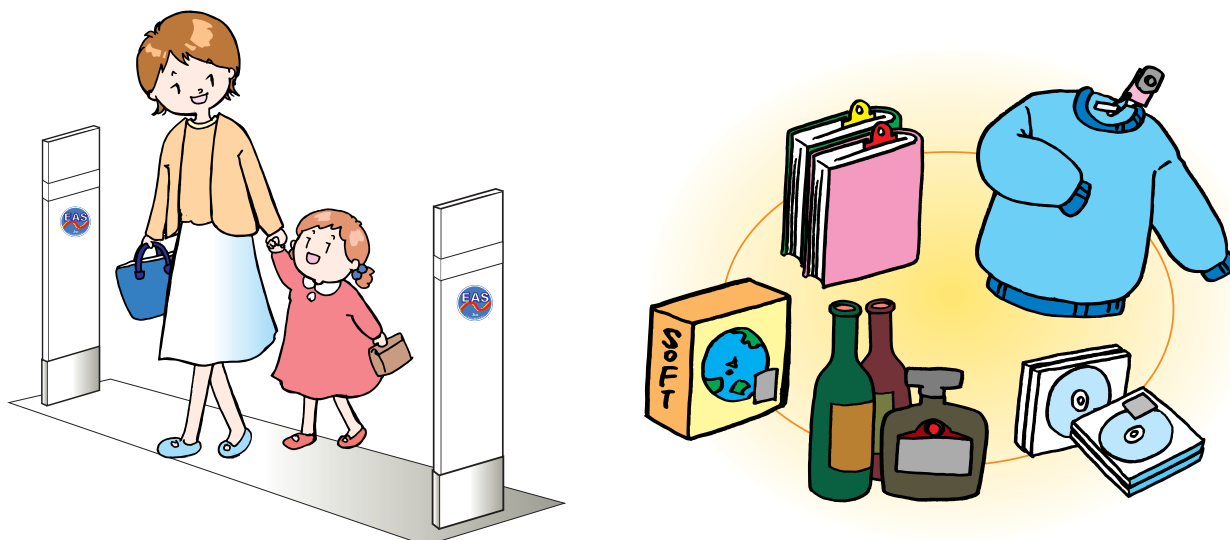
1) はじめに

初めにEASという単語を聞きなれない方も多いかと思いますが、商品・物品監視システム又は盗難防止装置と言えは聞き覚えのある方が多いかと思いますが。EAS=Electronic Article Surveillance (電子式商品・物品監視)とは、電子の力により商品・物品の盗難=ロスを防止する装置です。小売・サービス業店頭における窃盗犯罪発生件数の増加は、近年急速に拡大しており、流通業における商品の管理意識は非常に関心が高くなっております。その為の有効な防止手段として、EAS機器の導入が急速に進んできています。EAS機器は単に小売、サービス業の防犯装置としてだけではなく、電子的な商品・物品監視による犯罪の未然抑止効果、犯罪防止による青少年の健全育成、更には商品ロスに伴う商品価格アップの防止効果など、万引きをさせないお店作りの為に不可欠な機器として社会的貢献度の高い機器であり今後は社会的なインフラと考える事が出来るかと思えます。本編では、EAS機器を正しく利用していただき、利用者の利益を守れる環境を構築する為のポイントをご紹介します。

2) EAS機器の設置方法

設置時にEAS機器設置表示ステッカーが貼付されている事をご確認下さい。
万一貼付されていない場合は設置業者或いはメーカーにお問い合わせ下さい。

- ①EAS機器は一般的に店頭で人の往来が可能と思われる場所(出入り口)にゲートパネル若しくはそれに準じる装置を設置致します。
- ②監視を必要とする商品・物品に対して感知タグを貼付します。
- ③顧客・利用者が感知タグを貼付した商品或いは物品を購入・利用する際には、レジ又はカウンターに設置されたタグ機能解除器を使用する事により、感知機能を解除致します。タグが回収式の場合は同様に解除器(リリーサー)を使用することによりタグを製品から取り外し回収します。
- ④感知機能を解除された感知タグが貼付された商品・物品が、ゲートパネルを通過しても、警報は発生しません。
- ⑤上記の状態では正規の手続き(代金の支払・貸出手続処理及び感知タグの機能解除)をせずにゲートパネルを通過しようとした際には、警報をもってそれを知らせます。



3) EAS機器の運用方法

EAS機器は不正行為者を捕まえるための装置ではありません。

あくまでも不正行為者を抑制するための有効な機器である事をご認識下さい。機器の性能をご理解いただき正しく運用していただく事が重要です。昨今では万引犯の凶悪化が進み、店舗側の対応のしかたにより更に被害が拡大する可能性が出てきてまいりました。「無理をしない」、「深追いをしない」事も重要です。

①警報発生時の対処方法

ゲートパネルを通過した際に警報が発生した場合は、その原因は大きく2種類となります。

- 1.不正行為(万引き・無断持ち出し)
- 2.感知タグの機能解除漏れ

ゲートパネル通過時に警報が発生した場合にも、通過者(主に顧客)を「不正行為者」と決めつけたような対処は厳禁です。まず第一に感知タグの機能解除漏れを疑う事が、EAS機器を有効に利用していただく事のポイントとなります。

②お声がけに関して

警報が発生した場合は、ゲートパネル通過者に対してお声がけをすることになりますが、その際には丁寧な対応が必要となります。

第一に、再度ゲートパネルを通過して頂き警報が発生する事を両者で確認下さい。

第二に、通過者が所持する買い物袋、鞆等をお預かりして、再度ゲートパネルを通過させてみて下さい。買い物袋・鞆等に反応が無い場合は、通過者に再度ゲートパネルを通過するようにお願いして下さい。上記の確認において、再度警報が発生した場合には事務所等の別室にてその後の確認をする事をお勧め致します。

もし、上記の確認において再度警報が発生しない場合は、通過者に対し協力の御礼を丁寧に行い、確認作業は終了する事となります。

③埋め込み型医用機器(心臓ペースメーカー及び除細動器)装着者への対応

埋め込み型医用機器(心臓ペースメーカー及び除細動器)装着者の方にご安心いただく為に、EAS機器が設置されている場所およびEAS機器設置表示ステッカーが貼付されている場所ではEAS機器の周囲に留まったり寄りかかったりせず、立ち止まらずにゲートの中央を真っ直ぐに通過してもらってください。なおご心配される場合は以下の対応をお願いします。

- ・EAS機器の設置していない通路を通過していただく
- ・EAS機器の電源を切って通過していただく

4) EAS機器設置表示ステッカー

JEASでは、EAS機器の普及啓蒙活動の一環として、「EAS機器設置表示ステッカー」を作成し配布しています。EAS機器の設置場所を明示することにより、犯罪の未然抑止効果を高めるだけでなく、とりわけ埋め込み型医用機器（心臓ペースメーカー及び除細動器）を装着されている方が機器の設置場所を容易に把握する事が可能となります。

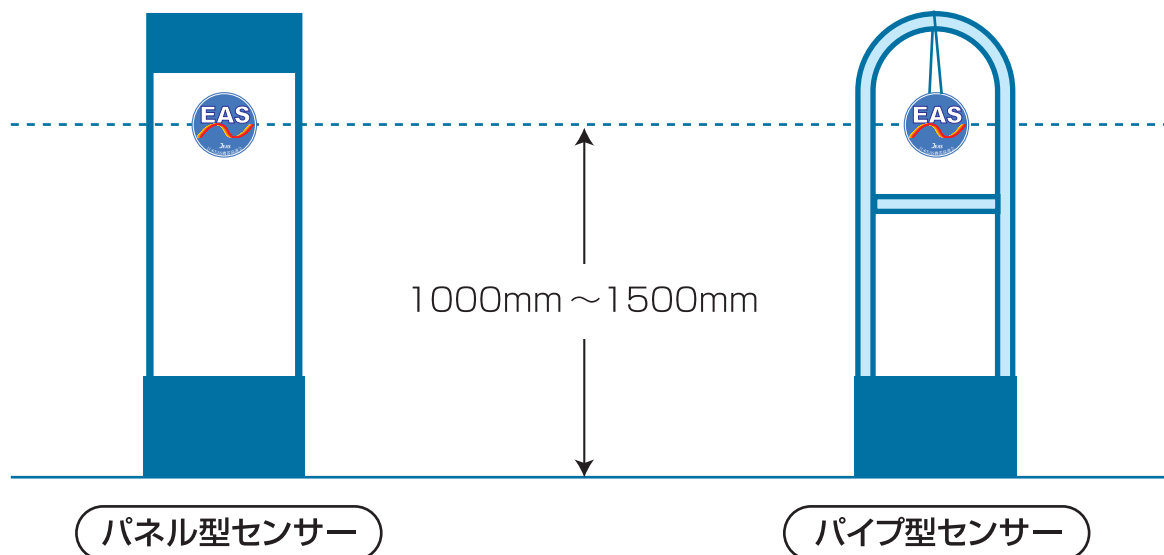
EAS機器ご利用の皆様には、同ステッカーの掲出にご協力賜りますようお願い申し上げます。



EAS機器導入店表示ステッカー見本
(原寸大)

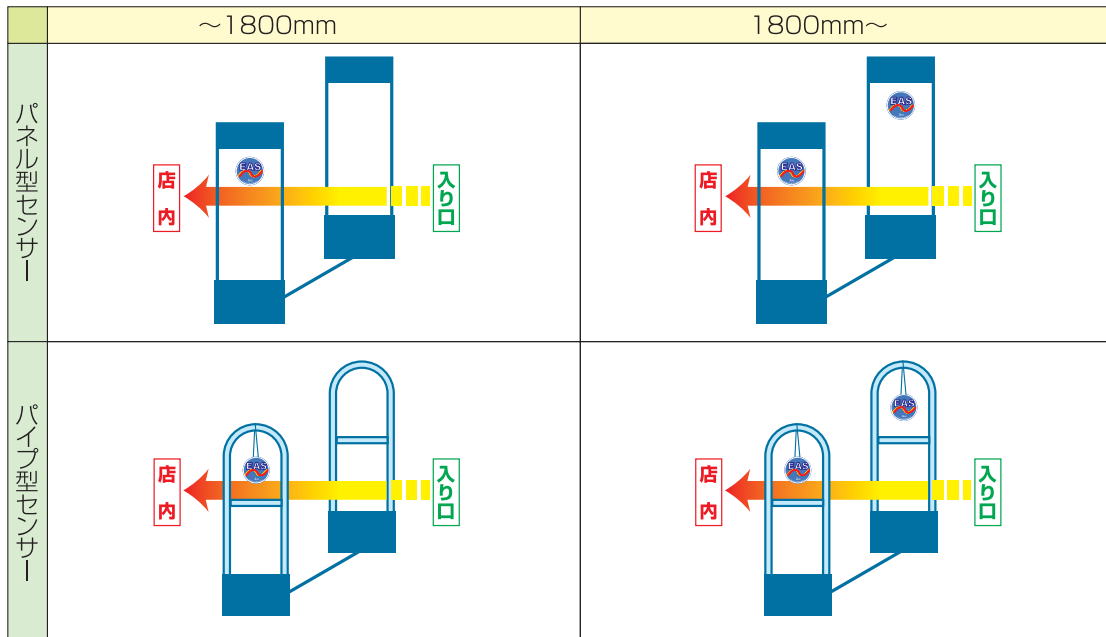
貼り付け位置について

パネル型センサーの場合、両側面に直接貼付します。パイプ型センサーなどシールが貼りにくい形状のセンサーは、吊り下げ型ステッカー（両面タイプ）を使用してください。どちらも貼り付け位置は床上1000～1500mmの目につきやすい位置に提示してください。



- 間口幅1800mm以内の場合
正面左側のゲートに貼付または吊り下げ

- 間口幅1800mm以上の場合
左右両方のゲートに貼付または吊り下げ



天井型センサー

貼付方法、位置

天井の取り付け位置の下の柱またはドア等に貼付。床上1000~1500mmの目につきやすい位置。

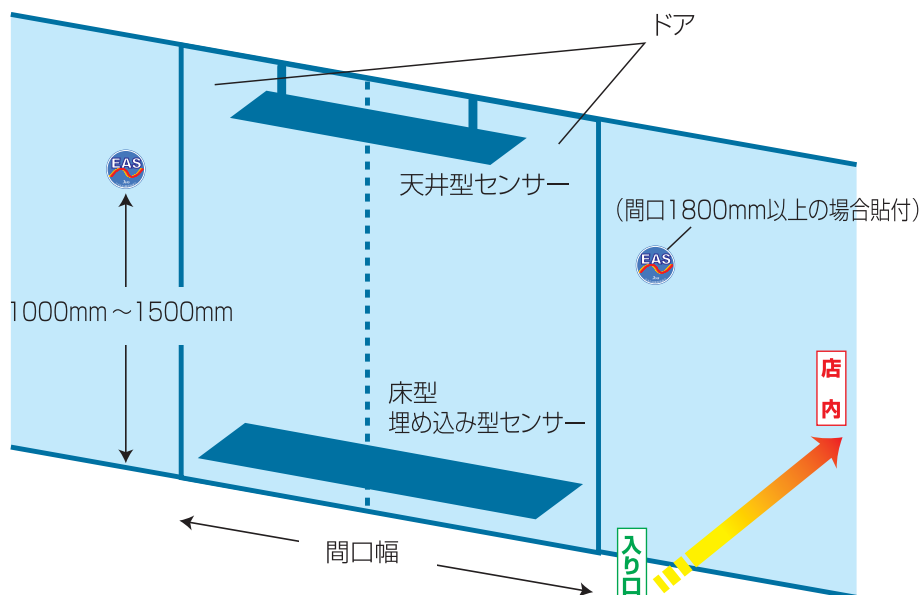
- 間口幅1800mm以内の場合……………正面左側の柱またはドアに貼付
- 間口幅1800mm以上の場合……………正面左右両側の柱またはドアに貼付

床型・埋め込み型センサー

貼付方法、位置

床の取り付け位置の上の柱またはドア等に貼付。床上1000~1500mmの目につきやすい位置。

- 間口幅1800mm以内の場合……………正面左側の柱またはドアに貼付
- 間口幅1800mm以上の場合……………正面左右両側の柱またはドアに貼付



JEAS（日本EAS機器協議会）とは

日本EAS機器協議会は、EAS機器の健全な普及のため各種仕組みや制度作りを行う事を目的として、平成14年6月に設立されました。

活動目的

- 1.EAS機器の円滑な普及、発展に資する制度・政策・計画等の建議と実行
- 2.行政機関、関連業界団体あるいは生活者の間での意識向上、相互間の調整
- 3.EAS機器に関する内外の情報収集と提供

上記3点を主体として、業界の健全な発展と安全で豊かな国民生活に寄与する事を目的とする。

会員の種別

(1) 正会員

本会の目的に賛同して入会した次の企業および団体とする。

- ①EAS機器を販売ないし提供している企業および団体
- ②今後、EAS機器を販売ないし提供しようとする企業および団体

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同して入会した次の企業および団体とする。

- ①EAS機器を販売ないし提供する企業に対し、商品供給事業を行う企業および団体
- ②EAS機器の関連業界（警備業、コンピュータセキュリティ業等）に属する企業など

(3) 特別会員

本会の目的に賛同し、協力をする団体会員

会員企業名（アイウエオ順）

（正会員）

アイデックコントロールズ(株)	(株)チェックポイントシステムジャパン
(株)エスキューブ	(株)テクノ・エンジニアリング
エム・ケー・パピック(株)	(株)トスカ
(株)コージン	松尾産業(株)
(株)サンモニター	(株)丸三
(株)ジーネット	(株)三宅
シグマ(株)	ユニチカ(株)
住友スリーエム(株)	ユニ電子工業(株)
西武産業(株)	ユニパルス(株)
高千穂交易(株)	リンテック(株)

（賛助会員）

(株)アスカインターナショナル
三洋マルチメディアセールス(株)
セコム(株)
日本実務出版(株)

（特別会員）

タグ&バック事務局
日本電気大型店協会
(社)日本防犯設備協会

■日本EAS機器協議会 事務局

住所:東京都新宿区四谷1-2-8中村ビル4F
電話:03-3355-2322
FAX:03-3355-2344
ホームページ
<http://www.jeas.gr.jp/>

MEMO